

## 令和6年度指定管理者運営状況検証委員会 議事要旨

1 開催日時 令和6年2月17日(月) 9時00分～10時40分

2 開催方法 WEB会議(Teams)

3 出席者

(1) 主宰

企画財政部 都丸政策・財務局長

(2) 委員

佐藤恵委員、鈴木雅也委員、萩原淳司委員、平本沙乙里委員

(3) 施設所管課

県民広聴課、社会福祉課、産業支援課、公園スタジアム課、健康長寿課

(4) 事務局

行政・デジタル改革課

4 次第

(1) 開会

(2) 主宰挨拶

(3) 委員紹介

(4) 全般説明

<会議を公開することについて、委員了承。 → 傍聴者3名入室>  
(事務局より資料内容を説明)

(5) 議事

① 平和資料館

【管理・運営に係る課題等についての説明】

(県民広聴課)

本施設は、県民に戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え、県民の平和に対する意識の高揚を図り、平和の社会の発展に寄与することを目的として、平成5年に東松山市に設置された施設です。主な施設としては、展示室、ギャラリーを要する本館、高さ41m超の展望塔があります。現指定管理者はNPO法人地域環境緑創造交流協会です。資料の収集、展示、調査、研究、教育、啓発といった業務は県職員が直営で行っており、指定管理者の業務としては、施設の維持管理及び資料の保存業務の一部としています。施設の利用者数は、令和2年度はコロナの影響を受け、実績で1万4,722人と大きく落ち込みましたが、その後は順調に回復傾向にあり、今年度は1月末現在で3万9,495人と、目標値である4万5,000人を達成できる見込みです。現指定管理者の過去3年間の収支の状況ですが、令和4年度は256万3,000円のマイナスと、他年度と比較して大きな収支差額が生じていますが、これは指定管理者の職員が複数退職したことにより、指定管理業務に支障が起きないよう職員を一時的に増員して対応したため人件費が増額したことによるものです。なお、令和5年度には通常の執行体制に戻り、収支も黒字化しています。令和7年度の指定管理者の選定に係る基本方針案ですが、次期指定管理においても、選定方法は公募とする予定です。なお、今回は2社の応募がありました。次期指定管理者に対して求めることとしては、大規模修繕による一時閉館を予定していることから、閉館中における施設管理や、閉館期間終了後に来館者を呼び込むための取組をしていただきたいと思います。現指定管理者の過去3年間のモニタリング評価は、過去3年とも総合評価Aとしています。なお、評価項目のうちB評価となった項目が1つありますが、これはコロナの影響により、施設入館者数が目標に届かなかったことによるものです。

【質疑】

(委員)

令和8年度に大規模修繕するということですが、修繕することで新たに追加される機能や設備の性能向上はありますか。

(県民広聴課)

基本的には原状回復です。機能維持するための工事で屋根の防水や外壁の修繕等を行う予定です。

(委員)

工事期間はどれくらいでしょうか。

(県民広聴課)

令和7年度に設計を行うため、正確にはまだ決まっていますが、最長で半年、短く済めば3か月程度になる見込みです。工事期間中は閉館とする予定です。

(委員)

大規模修繕後にいろいろとイベントを実施するということですが、指定管理者に対しては新しい取組も期待しているのでしょうか。

(県民広聴課)

施設の主たる展示等については、県の学芸員が展示・企画を行っています。指定管理者には、自主事業として、地域で楽しめるイベント等、集客に効果がある提案をしてもらいたいと思います。

(委員)

一般的な話になりますが、資料館においては、インターネット上に資料を載せるというデジタル化の取組が進められてきていますが、デジタル化の企画や計画は、県がやるという理解でよいでしょうか。

(県民広聴課)

はい。今後、デジタル化等の検討も必要と考えており、取組を行う際には県の方で主体的に進めることとなります。

【施設運営や選定方法等に対する意見】

(意見なし)

② 嵐山郷

【管理・運営に係る課題等についての説明】

(社会福祉課)

本施設は、重度の知的障害児・者及び重症心身障害児・者を入所させ、社会生活への適応に必要な指導及び訓練を行うことを目的に昭和51年4月に嵐山町に設置された施設です。障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、療養介護事業所、障害歯科診療所を一体的に運営しており、入所定員は合計で414名です。現指定管理者は社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団です。現指定管理者の過去3年間のモニタリング評価は、過去3年とも総合評価Aとしています。なお、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響で、入所や利用を制限せざるを得ない時期があったことで管理目標の数値を下回った項目もありましたが、必要な感染対策等を行いながら運営を続けてきました。現指定管理者の過去3年間の収支の状況ですが、令和4年度、令和5年度は収支状況が赤字となっています。これはコロナの影響によるものです。特に、令和4年度は施設内で多くのクラスターが発生したことから、新規入所や短期入所の受入れを制限し、利用料金収入が大幅に減少しました。一方で、対応する職員の時間外手当及び防疫業務手当等の人件費が増加したことから、結果として約1億2,500万円の大幅な赤字決算になりました。

この赤字分については、前期からの黒字分である前期末支払資金残高を充当し、特段、経営には支障ありませんでした。なお、令和5年5月にコロナが5類感染症に移行したこともあり、令和5年度は赤字幅が約580万円に圧縮され、令和6年度には黒字を見込んでいます。令和7年度の指定管理者の選定に係る基本方針案ですが、前回までの選定に当たっては、埼玉県社会福祉事業団を随意指定としてきました。嵐山郷は民間施設では受入れが困難な重度の知的障害児・者及び重症心身障害児・者を積極的に受け入れるという障害福祉のセーフティーネットとしての役割を果たしている施設であり、経験豊富な職員による支援体制が確保され、施設運営のノウハウを熟知している同法人を指定してきました。一方、近年では、民間の施設において重度障害者の受入割合が高まっており、事業団以外にも同等のレベルで施設運営を担える法人の存在が確認できています。広く民間の中から事業者を選定するという視点から、選定方法を見直して公募を行うこととしました。なお、選定に当たっては、経験豊富な職員を配置して強度行動障害や重複障害等の支援困難ケースを積極的に受け入れることができる法人、また、現在の職員体制と同等の体制を維持して、現在嵐山郷に勤務する職員からの希望に応じて継続雇用配慮することができる法人といった要件を設けることを検討しています。

【質疑】

(委員)

本施設が対象としているのは、入所のみでしょうか。

(社会福祉課)

基本的には入所施設ですが、相談支援事業等も行っています。また、日中は生活介護も実施しており、入所者の中には他の施設に通う方もいらっしゃいます。

(委員)

年齢制限はありますか。

(社会福祉課)

年齢制限は設けておりません。

(委員)

令和4年度に1件苦情があったということですが、具体的にどのような内容でしょうか。

(社会福祉課)

利用者の後見人から職員の待遇に関する苦情があったものです。嵐山郷の職員が公用のPHSから後見人に非通知で発信していたことに対し、電話番号の管理を心配されたものでしたが、後見人には丁寧に説明をして納得してもらいました。

(委員)

非通知だったことに対して納得してもらったということですが、その非通知の対応は今も変わっていないのでしょうか。

(社会福祉課)

今は、非通知を解除して電話をかけるよう取扱いを変更しています。

(委員)

埼玉県社会福祉事業団のホームページに元職員の逮捕に関する文書が掲載されています。嵐山郷と異なる施設で発生した事案ですが、職員が入居者の方の財産、預金を横領したという形で公表されています。嵐山郷も似たような事業環境下であり、入居者の財産を取り扱う事務が存在していると認識しています。ホームページには再発防止策など記載されていますが、その後、適切な運用がされているか、指定管理者側から県に対して報告はあったのでしょうか。県としては、指定管理者の運用状況を監督、監視しているのでしょうか。

(社会福祉課)

本事案については、埼玉県社会福祉事業団の本部事務局が事案を掌握したときから県社会福祉課と情報を共有して対応に当たってきました。委員御指摘のとおり、他の施設でも金銭管理を行っていますので、すぐに指示をして一斉点検を実施しました。その結果、他の施設においては、全て適正に管理されていることが確認できました。少し細かくお話しすると、知的障害の方であれば施設側で金銭管理をしますが、身体障害の方には自身での管理をお願いしていました。ただ、自身で管理する中で職員がフォローに回るところもあり、そこに少しグレーな部分がありました。再発防止策としては、身体障害の方も全て施設側で管理する形にして、複数人でチェックできる体制を取るようにした等、県と本部事務局が連携して事後策を進めてきました。県としても、実際に施設の状況を確認するため、令和6年8月に特別調査という形で事案発生施設である「あさか向陽園」に指導監査に入りました。また、法人運営という視点で、本部事務局に対して再発防止の状況や一斉点検の状況等の確認を行いました。

(委員)

県として、埼玉県社会福祉事業団の管理運営状況の改善を確認したということでしょうか。

(社会福祉課)

そのとおりです。

(委員)

埼玉県社会福祉事業団のホームページを確認したところ、障害者の活動等を載せているのは大変良いのですが、掲載を嫌がる方も少なからずいると思います。ホームページは指定管理者の創意工夫で作るものとは思いますが、肖像権への配慮はできているのでしょうか。

(社会福祉課)

ホームページに掲載する写真は、御本人又はその御家族や後見人の了解を得て掲載するものとしています。インスタグラム等SNSによる発信は、施設の状況がリアルに伝わって採用活動に良好な影響を与えたり、開かれた施設と受け取ってもらえたりする面もあり、積極的な施設状況の発信を行ってみたいと考えています。

(委員)

定員が414人ということですが、県内や近隣他県の同種施設と比べて規模は大きいのでしょうか。

(社会福祉課)

規模的には大きいと思います。

(委員)

民間での受入れが難しい高度な障害者を積極的に受け入れている施設ということですが、これだけの規模の施設運営を任せられるだけの事業運営能力、経営能力を持つ団体は、ほかに存在するのでしょうか。

(社会福祉課)

社会福祉法人の中にも、本施設の規模を運営できる団体はあると考えています。また、場合によっては、複数の社会福祉法人が一体となったコンソーシアムによる提案も想定されます。

【施設運営や選定方法等に対する意見】

- 肖像権の配慮について、本人や保護者の同意を取っているということですが、障害者施設という点を考慮して、書面だけではなく、本人の内容理解にも配慮して同意を取るようしてください。

○ 指定管理者の募集に当たっては、参加資格としてコンソーシアムやJVも含める等、柔軟に対応してください。また、資産管理に対する体制（内部統制）が確立されている組織であることを確認してください。

③ 障害者歯科診療所（皆光園、あさか向陽園、そうか光生園）

【管理・運営に係る課題等についての説明】

（社会福祉課）

初めに、皆光園障害者歯科診療所についてです。本施設は、障害児・者の歯科診療や口腔衛生指導を行い、在宅障害児・者の治療及び口腔機能の改善を図ることを目的に、平成4年4月に深谷市の障害者支援施設皆光園内に設置した障害者歯科診療所です。現指定管理者は社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団です。現指定期間中に歯科診療所の建替を行い、令和3年4月から新たな建物での診療をスタートさせています。現指定管理者の過去3年間のモニタリング評価は、過去3年とも総合評価Aとしています。施設の利用者数は、令和2年度から令和3年度のコロナ禍においても約2,000人増加しました。直近の令和5年度の利用者数は5,158人です。本施設では一般の歯科医院では治療が困難な利用者への全身麻酔や鎮静法を用いた歯科治療を提供しています。令和5年度は全身麻酔を78回、鎮静法治療を660回実施しました。令和7年度の選定に係る基本方針案ですが、前回までの選定に当たっては、県立の障害者歯科診療所が、同事業団が経営している障害者施設に付随しており一体的に管理した方が効率的と判断し、埼玉県社会福祉事業団を随意指定していましたが、次期指定管理者は、広く民間の中から最も適した事業者を選定した方が新たな活力の活用が期待できると考え、公募に見直します。続いて、あさか向陽園障害者歯科診療所です。本施設は、昭和58年4月に朝霞市にある障害者支援施設あさか向陽園内に設置された障害者歯科診療所です。現指定管理者は社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団です。現指定管理者の過去3年間のモニタリング評価は、過去3年とも総合評価Aとしています。令和7年度の選定に係る基本方針案ですが、皆光園歯科診療所と同様に選定方法を公募に見直します。最後に、そうか光生園障害者歯科診療所です。本施設は、昭和63年10月に草加市にある障害者支援施設そうか光生園内に設置された障害者歯科診療所です。現指定管理者は社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団です。現指定管理者の過去3年間のモニタリング評価は、過去3年とも総合評価Aとしています。令和7年度の選定に係る基本方針案ですが、先の2施設と同様に選定方法を公募に見直します。

【質疑】

（委員）

次期指定管理者の公募に当たっては、現在の職員体制と同等の体制を維持して、勤務している職員からの希望があれば継続雇用にも配慮するということですが、どのように雇用の継続を維持するのでしょうか。

（社会福祉課）

基本的には、現所属である埼玉県社会福祉事業団を辞めて、新しい指定管理者となる法人等に転籍していただく形になると考えています。

（委員）

具体的には、どのように進めていくのでしょうか。

（社会福祉課）

指定管理者の交代があった場合は、利用者である障害児・者にとっては慣れた環境を維持していく必要があるため、職員本人の希望も加味することにはなりますが、職員の体制について引き継げる部分は引き継いでもらいます。公募時の仕様書に職員の体制について加えることで、提案内容の審査の中で確認してまいります。

（委員）

県内の障害者向けの歯科診療施設は、この3施設のみなのでしょうか。

(社会福祉課)

県立の障害者歯科診療施設としては、この3施設に加え、先ほどの嵐山郷、総合リハビリテーションセンター内にもあり、全部で5施設となります。その他、埼玉県歯科医師会が口腔保健センターで障害者歯科診療を実施している状況です。

(委員)

どのような団体からの応募を想定しているのでしょうか。

(社会福祉課)

医療機関が中心になると思います。実際に、大手の病院の中で障害者の歯科診療を実施しているところもありますし、一般のクリニックでも、障害者の歯科相談医という形で障害者歯科に携わっている方もいらっしゃいます。あとは、地区の医師会等もありますので、そうした機関を中心に、幅広く公募の案内を行う予定です。

(委員)

公募に当たっては、今の埼玉県社会福祉事業団への随意指定と同様に、3施設を一括して募集する予定なのでしょうか。

(社会福祉課)

施設ごとに募集する形を想定しています。施設ごとに手を挙げる法人もあれば、スケールメリットを生かして一体的に提案される場合もあると思いますので、いずれの提案も受けられるように公募時に要件を定めます。

【施設運営や選定方法等に対する意見】

○ 嵐山郷も同様ですが、特殊な歯科治療を実施する上で指定管理者が持ち込んでいる什器や備品があると思います。設備であれば県の所有ですが、什器や備品の中には指定管理者の所有物もあると思いますので、あらかじめ整理してリスト化してください。指定管理者に用意してもらう什器や備品がある場合は、あらかじめ募集要項への記載も必要です。引継ぎの際には、現指定管理者と次期指定管理者、行政が立ち会い、3者の確認の上で進めてください。

○ 指定管理者交代時の職員の雇用の継続について、本施設においては、職員に対する公平性の問題だけではなく、利用者に対する配慮も必要とされるため、慎重に進めてください。

#### ④ 東部地域振興ふれあい拠点施設

【管理・運営に係る課題等についての説明】

(産業支援課)

本施設は、地域産業の振興並びに地域住民の活動及び交流の促進のための東部地域における拠点の形成に寄与することを目的に、春日部市との複合拠点施設として平成23年10月に開設しました。主な施設としては、展示会などの産業振興や発表会などの地域住民の活動に使用される多目的ホールや創業支援施設としてのインキュベーションオフィス等があり、指定管理者が、施設の利用、運営、維持管理に関する業務を行うほか、産業振興に資する団体として入居している商工団体等のオフィスの維持管理も行っています。本施設には、県のパスポートセンターや春日部市の市民活動センター、保健センターも併設されており、指定管理者の付帯業務として、これらの維持管理業務も行っています。現指定管理者は(株)コンベンションリンケージです。現指定管理者の取組としては、多目的ホールの利便性向上や、コロナ禍の感染防止対策等に取り組み、多目的ホールの利用率は令和4年度に約70%、令和5年度に約80%と、県民の活動や企業単体の会議、研修等で多く利用いただいています。また、創業支援施設については、令和2年度に90%以上あった入居率が、令和3年度には約83%、令和4年度と令和5年度には約67%にまで低下しています。令和5年度からは入居者確保のために銀行と共催して情報交換会を開催するなど新たな取組も行い、令和6年12月末時点で約83%に戻ってきています。現指定管理者の過去3年間のモニタリング評価は、過去3年とも総合評価Aとしています。なお、令和3年度と令和4年度にB評価となった項目がありますが、これは、新型コロナウイルス感染症による活

動自粛等の影響で、多目的ホールの利用率等が目標を下回ったことによるものであり、令和5年度からは新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、施設運営が通常に戻り改善されています。現指定管理者の過去3年間の収支の状況ですが、令和3年度と令和4年度は収支赤字となり、特に令和4年度は約1,100万円の大幅な赤字となりました。令和4年度は、感染対策を徹底した上で施設運営を行った結果、清掃や空調管理など外部への委託料が増額となったことや、利用料金収入が伸び悩んだことが赤字の要因となります。なお、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、施設運営が通常に戻り、収支は黒字に転じています。前回公募選定時の応募者数は、類似業務を行う企業などに積極的な情報提供を行い、2社の応募がありました。次期公募に当たっても積極的な情報提供を行い、より多くの事業者から応募いただけるよう努めたいと思います。また、開館後15年となり、設備等の不具合が出始める時期であることから、次期指定管理者には修繕への迅速な対応や利用料金や自主事業収入の増加に繋がる施設運営等を求めたいと考えています。

【質疑】

(委員)

収支状況として指定管理料と別に計上されている業務委託料について詳細を教えてください。

(産業支援課)

県のパスポートセンターや春日部市の施設部分の維持管理に係る委託料です。

(委員)

自主事業収入が計上されていますが、指定管理者が実施したイベント等の詳細を教えてください。

(産業支援課)

例えば、うまいものまつりの実施等があります。そのほか、いわゆるバンケット事業も実施しており、その際のケータリングサービスが主な自主事業収入です。

(委員)

創業支援ルームは、入所者の業種を限定していますか。

(産業支援課)

創業後の年次の縛りは作っていますが、業種の制限は特に設けていません。ただ、いわゆるウェットラボではないので、特定の設備が必要な業者は実質的に入居できません。

(委員)

今までの入居者の傾向を教えてください。

(産業支援課)

1人ブースから5～6人が入れる個室まで用意しています。個室は、士業の方の利用が多い傾向があります。1人ブースには、IT関係や建設関係の手配を行う会社等の入居がありました。

(委員)

創業支援について、入居率を高めるために銀行と組んだ相談会やイベントを実施しているということですが、そのほかにはどのような取組を実施していますか。

(産業支援課)

春日部市と連携してビジネスプランコンテストを開催する等の取組を行っています。また、そこから芽が出たものは、本施設の創業支援でバックアップするといったことも行っています。そのほか、地元の商工会議所等との連携した取組も行っています。

(委員)

現指定管理者から、次期選定に向けて県に対する意見は出ていますか。

(産業支援課)

現指定管理者からは、開館から約15年が経過し、施設の設備に少しずつ不具合が出始めてるという意見が出ています。その意見に対しては、県と密接に連携をして、予防修繕等に努めていくことをお互いに確認しました。

(委員)

開設以来、現指定管理者が継続して管理している状況ですか。

(産業支援課)

全て現指定管理者である(株)コンベンションリンケージが担っています。なお、現在は当法人が単体で指定管理者になっていますが、前2期は共に(株)コンベンションリンケージが筆頭となったJVが指定管理者です。

【施設運営や選定方法等に対する意見】

○ 大型複合施設の公募に当たっては、新規参入企業等が現指定管理者と公平な形で競争できるような募集要項等の作成に努め、慎重に公募を進めてください。

## ⑤ 県民健康福祉村

【管理・運営に係る課題等についての説明】

(公園スタジアム課)

本施設は、現在、保健医療部において所管していますが、令和8年4月から都市整備部の方で都市公園として管理していくこととしているため、公園スタジアム課から全般説明します。本施設は、埼玉県県民健康福祉村条例に基づき設置され、昭和62年5月に開設しました。平成8年6月には、屋内施設であるときめき元気館がオープンしました。屋外の主な施設としては、テニスコートやソフトボール場、ジョギングコースやサイクリングコースがあります。屋内施設には、温水プール、トレーニングジム等があります。なお、温水プールについては、天井に耐震上の問題があり、令和5年12月1日からは営業を停止しています。現指定管理者は、埼玉県公園緑地協会とシンコースポーツ(株)のコンソーシアムです。現指定管理者の過去3年間の収支の状況ですが、令和3年はプラス収支でしたが、令和4年、令和5年はマイナス収支となっています。現指定管理者の過去3年間のモニタリング評価は、過去3年とも総合評価Aとしています。現指定管理者の取組としては、券売機をセルフレジに更新したり、キャッシュレス決済を可能にしたりといった実績があります。また、トレーニングジムマシンのリニューアルやイベント、キャンペーンの開催等により集客に努めています。コスト削減としては、屋外清掃や園地管理等を委託せずに直営で実施するなどして委託料を抑える努力も見られます。現指定管理者から管理運営に関する意見として、屋内施設については、シャワー室のタイルの破損やサウナ室の板の腐食等の不具合が見受けられたこと等が挙げられています。また、屋外施設については、ジョギングコースのクラックやテニスコートの更新等、計画的な更新修繕が必要な点が挙げられているほか、公園内の樹木の老木・巨大化を受け、利用者の安全性を考慮した計画的な剪定等の必要性も挙げられています。施設の利用者数と収益の減少に対しては、SNSによる情報発信等に取り組んでおり、コロナ禍に比べて増加は見られるものの、コロナ前の状態には至っていない状況です。令和7年度の選定に係る基本方針案については、令和8年4月から都市公園として県民健康福祉村を公園スタジアム課で管理していきます。業務の範囲は、施設管理としては、屋外有料施設及び無料施設の管理を予定しています。ときめき元気館については、一定の役割を果たしたということで廃止する予定です。指定管理者には屋外施設のみの管理運営を担ってもらう予定です。

【質疑】

(委員)

屋内施設を廃止するという話がありましたが、令和8年度以降は、指定管理者に求める事業運営規模を縮小するという理解でよいのでしょうか。

(公園スタジアム課)

屋内施設を廃止して屋外施設のみとなるため、事業運営規模としては縮小となります。

(委員)

都市公園への移行に当たり、建物や施設を新設する計画はありますか。

(公園スタジアム課)

現時点で具体的な計画はありませんが、昨今、Park-PFIのような都市公園ならではの手法も出てきており、民間のサウンディングによってどのような施設の立地が可能なのか探っていく必要があると考えています。そうした手法を使い、今まで以上にぎわいのある公園にしていきたいと思います。

(委員)

Park-PFI等の話は数年先の話になるので、令和8年度からの指定管理者の選定に当たっては、この話は対象外と考えてよいのでしょうか。

(公園スタジアム課)

都市公園法上の基本構想や基本計画等を定めた後、次期指定管理期間中にサウンディング等を含めた検討を行い、その次の指定管理期間で実現していきたいと考えています。

(委員)

樹木の老木・巨大化が顕著ということですが、現状をどのように把握され、対策を講じる予定ですか。

(公園スタジアム課)

一般的な都市公園においては、公園の樹木医が専門的に樹木を一本一本見て、樹木が危険な状況なのか判断を行い、危険な状況が見つかった場合に枝葉の剪定も含めた処置をするようにしています。最近では突風等によって樹木に影響を受けることもあり国土交通省からも樹木管理に関する指導が出ているため、これらも踏まえた指導・管理を行っていきたいと思っています。

【施設運営や選定方法等に対する意見】

○ 都市公園として公募を行う際は、スポーツに関係する現指定管理者を排除することがないよう、幅広い業種の法人等が応募できる募集要項等の内容を検討してください。また、次期指定管理期間中に将来構想を練る計画が具体化していれば、その旨も募集要項等に記載してください。

(6) 意見交換

【会議総括、書面検証施設に対する補足、指定管理者制度全般に対する意見】

○ 昨今の人件費、物件費の上昇に対応した指定管理料や事業構築を検討してください。これまでは人件費、物件費がなかなか上がってこない状況が続いていましたが、新しい局面を迎えたということで、マインドを切り換えていかななくてはならないと思います。ガイドラインや計画等の作成も含めてデジタルの活用に取り組んでください。例えば、平和資料館の資料については、資料を収集する際はデジタル化を想定せずに集めたとは思いますが、今は文字の検索だけでなく、物や写真も検索できるようになっていますので、その辺りの技術を生かすと、海外からの問合せ等も増えてくるかと思えます。一方で、コストもかかるため、どこまでやるかは県の方針次第になると思います。

○ 樹木や施設の老朽化、不具合に対して、計画的な修繕等を進めてください。材料費が高騰している中、複数の施設で随意から公募への切替え、都市公園化といった報告もあり、施設としての転換期にもあると思えます。こうした転換期には様々な手続が発生し、手続きの裏で疎かになる部分が生じることで事故が起きる可能性も考えられますので、利用者や県民の身体等に傷害が生じることを防ぐよう、計画的に進めるようにしてください。

- 大規模複合施設や障害者施設においても民間事業者等の提案を積極的に受け付けられるような公募方法を検討してください。大規模複合施設や障害者施設の管理運営は難易度が高く、実質的な参入障壁があると思います。一方、コロナ禍を経てライフスタイルや仕事の仕方が変わってきているので、時代の流れに沿ったサービス内容を柔軟に考えるようにしてください。
- 地域の活性化に対する民間企業等からの提案を積極的に受け付けられるような公募方法を検討してください。先ほど、平本委員から転換期というお話もありましたが、転換期を迎え、民間の力を活用するところでの公募への切替という流れの中で、地域の活性化に対して、いかに心を尽くしてくれる民間企業が手を挙げてくれるかという点が要かと思いますので、そうした民間企業からの提案を積極的に受け付けてもらいたいと思います。

## (7) 閉会